

安全の手引き

～緊急事態対処マニュアル～

平成23年4月
在ストラスブール日本国総領事館

目 次

はじめに	2
I. 防犯の手引き	3
（1）防犯の基本的な心構え	3
（2）当地犯罪発生状況	3
（3）防犯のための具体的注意事項	4
（4）盗難の被害にあった場合	6
（5）当地交通事情と事故対策	9
（6）テロ・誘拐対策（一般論）	10
（7）出入国時の留意事項（出入国審査）	11
（8）通関関係	16
II. 在留邦人用緊急対処マニュアル	18
（1）平素の心構え	18
（2）緊急時に備えた心得（連絡体制の整備）	18
（3）緊急時の行動	19
（4）緊急時の準備	19
（5）緊急事態に備えてのチェックリスト	19
おわりに	21

別添：参考資料集

はじめに

当地アルザス地方、ロレーヌ地方、フランシュ・コンテ地方はパリなどの大都市に比べ比較的安全な都市と言われていますが、当地に滞在されている皆様が被害者となる事件・事故に巻き込まれる危険性を多少なりとも軽減していただけますよう、あえて基本的な注意事項を列記しました。

つきましては、本マニュアルでは当地に滞在されるにあたって注意を要する事案について、邦人の皆様が犯罪及び事故に巻き込まれる可能性を如何に回避するかについて考えると共に、巻き込まれた場合、どのように対処するかについて取りまとめてみましたので、ご参考にいただければ幸いです。

当館から在留邦人の皆様（在留届のメールアドレスより登録）のもとに、有益と思われる情報を《総領事館ニュースレター》と称し定期的に配信しております。当地において緊急事態が発生した場合には、登録済みのメールアドレスに随時情報発出する予定ですので、在留届のメールアドレスに変更等がございましたら、至急当館領事班までお知らせ下さい。

I. 防犯の手引き

(1) 防犯の基本的な心構え

① スキを作らない

犯罪を試みる人間は、あなたの行動を見てスキがあるかどうかを判断します。

- ・ おしゃべりに夢中になる。
- ・ ショッピングに気をとられる。
- ・ 両手に買い物袋などを持つ。
- ・ 荷物の中身がとりやすい。

② 自分にスキがないか振り返ってみる

- ・ ポケットに手を当ててみる。
- ・ 鞆のチャックが閉まっているか調べる。
- ・ 歩いているところが危なくないか注意する。

③ スキを作られる

あなたがスキを見せなくても、スキを作られることがあります。

- ・ エスカレーターで物を拾うふりをして立ち止まる。
- ・ 道を尋ねたり話しかける。

上記の事柄を参考にさせていただくと同時に、ここは外国であり、日本国内のような安全な場所でないことを十分に認識することが重要です。

(2) 当地犯罪発生状況

当地において邦人が遭遇する事件は、大部分が盗難（スリ・置き引き）による被害です。これまで当館に届け出のあった邦人の主な被害場所は、鉄道（列車内）、鉄道駅、旧市街観光名所、ホテル、車輦内（車上荒らし）です。なお、上記各場所における盗難の形態は以下の通りです。

① 鉄道（列車内）

盗難の手口は、ほとんどがスリ・置き引きで、就寝中等に被害にあい、後で気が付くケースが多く複数による犯行と思われます。また、ナンシー市近郊列車内にてリュックサック内より貴重品のみ抜き去られたという事案も報告されております。

② 鉄道駅

SNCF 駅（特にストラスブール中央駅）で被害が多く発生しています。ほとんどが置き引きにより荷物を持ち去られる被害です。

③ 観光名所

ストラスブール市の旧市街では特にブログリー広場およびカテドラルの 2カ所で邦人旅行者が盗難被害に多くあっています。特に 11 月最終週より 12 月にかけて開催されるマルシェ・ド・ノエル（クリスマス市場）時期のブログリー広場及びカテドラル前広場周辺では、ヨーロッパ内から国際的スリ集団が当地にやって来ているという治安当局の情報もあります。

④ ホテル

ホテルにおける被害の大部分が置き引きです。これは有名ホテルか否かを問いません。ホテル内レストラン（特に朝食時）、ロビー、フロントでの被害が顕著です。

<ホテル宿泊中の注意>

当地では、ホテル居室内（外出中・就寝中の際）に空き巣等が侵入し、室内の金品等を盗み盗る事件も発生していますので、就寝の際には扉内側のチェーン錠がきちんと掛かっているかを確認する必要があります。また、侵入者によってソフトスーツケースを切り裂くという事案も報告されていますので、スーツケースを選ぶ際にはなるべく壊されにくいハードスーツケースにするなどの注意が必要です。

⑤ 車輦内（車上荒らし）

当管轄内において車上荒らし事案も増加傾向にあります。ブザンソン市内にて路上駐車中の車輦からバックが盗難された事案が報告されています。また、渋滞中及び信号待ちの間に窓ガラスを割られ、車内のバック等が盗難にあうケースも報告されています。

(3) 防犯のための具体的注意事項

① 鉄道（列車内）

荷物棚又は車輦入口にある荷物置き場に荷物を置く場合は確実に施錠し、リュック等比較的小さい荷物は膝に抱えて就寝することをお勧めします。また、ウエストポーチは狙われやすいので見えないよう工夫すると共に、ポケットの金品も保管方法を工夫して十分注意する必要があります。

② 鉄道駅

インフォメーション窓口、切符売り場ではカウンターで駅員と交渉中に

置き引きにあうケースが多いです。この他「切符を買ってあげる」等と親切ぶり金品を騙し盗るというケースも発生しています。

③ 観光名所

スリや引ったくりが多いため、バック等はしっかり手を添えるなどして用心する必要があります。

④ ホテル

レストランでの多くは置き引き被害であり、食べ物を取りに行く際等、所持品に注意することが必要です。また、ロビーでは、チェック・イン及びチェック・アウトの際混雑する中、足下に置いた鞆等を盗まれるケースが多発しています。フロントでは両替・係員と対応中、カウンターや足下の鞆等を盗まれるケースが多くみられます。

⑤ 車輦内（車上荒らし）

自動車を駐車する場合には、車外から見えるところに何も置かない。警報装置の備え付け等の盗難防止に万全を期す。また、走行中においては、ドアの施錠を確実に実施するとともにバック類はトランク、貴重品は足下に置くよう心掛ける必要があります。



被害の拡大防止のため、貴重品は分散して携帯しましょう！

○住宅（選択及び警備方法等）

住宅の選定に当たっての対策

- ・治安の良くない地域を避ける。
- ・地上階などに店舗が入っていない建物。

不在時の対策

- ・留守中はタイマーにて自動的にランプ等を作動させる。

- ・玄関等に見せ金を置いておく。(不必要に荒らされるのを避けるため)
- ・貴重品の証拠写真や領収書の保管。(マルチ・リスクの保険に対応するため)
- ・バカンス中は、最寄りの警察署にパトロール強化の依頼及び郵便物が貯まらないよう知人に回収してもらう。

○生活

アパート、住宅等を対象とした空き巣狙いや、強盗事件も発生しており、Haut-Rhin 県の日系企業社員宅が空き巣の被害にあう事件も発生しています。これら家屋に対する犯罪を防ぐためには一般的にいわれているハード面を強化するだけではなく、日頃より管理人、隣人と親しくし、また、日中であっても不審な人物と思われる場合には決して扉を開けず、扉内部のチェーン錠を掛けて対応することが重要です。いくら扉を堅牢にしても開けてしまえば賊は容易に目的を達します。

損害保険の加入について、住居を決める際、しっかりした不動産業者を介して賃貸借契約を締結した場合、フランス国内法、法律で義務づけられている損害(火災等)保険の加入につき説明がありますが、不動産業者を介さないで物件所有者と直接契約を結んだ場合、この保険の加入を忘れがちなので**マルチ・リスクの保険**に加入されることを推奨します。

(4) 盗難の被害にあった場合

盗難等の防止のために万全の注意をしても、トラブルを完全に避けることができない場合もあります。万一盗難被害に遭った場合の対応策・留意事項は次のとおりです。

- ① 直ちに**17番**(警察直通(固定電話・携帯電話共通))に被害状況を通報します。
- ② 通報時に、どの警察署に盗難届(**Déclaration de vol**)を出すべきなのか、の指示がありますので、その指示に従い届出を出し、その証明書(**Récépissé**)をもらいます。盗難証明書は、旅券をはじめ、クレジットカード等の再発行の際に必要なであると同時に、各種保険請求手続きに欠かせない書類です。
- ③ フランスの各地中央警察署はこの種の業務の取り扱いを通常24時間行っております。

主な所在地は以下の通りですが、電話では予約・作成出来ませんので、直接、最寄りの警察に出向いて下さい。

・バ・ラン県

Hôtel de Police de Strasbourg
34, route de l' hôpital BP 205 - 67022 STRASBOURG CEDEX 1
TEL : 03 90 23 17 17

・オ・ラン県

Commisariat Central de Police de Colmar
2, rue cavalerie 68000 COLMAR
TEL : 03 89 29 47 00

・ヴォージュ県

Commissariat Central d' Epinal
2, place Clémenceau 88021 EPINAL Cedex
TEL : 03 29 69 17 17

・モーゼル県

Hôtel de Police de Metz
6, rue Belle-Isle 57000 METZ
TEL : 03 87 16 16 09

・ムルト・エ・モーゼル県

Hôtel de Police de Nancy
38, boulevard Lobau 54000 NANCY
TEL : 03 83 17 27 37

・ムーズ県

Commissariat Central de Bar-le-Duc
59 rue du Bourg 55000 BAR LE DUC
TEL : 03 29 79 00 17

・ドゥー県

Hôtel de Police de Besançon
2, avenue de la gare d' eau 25000 BESANCON
TEL : 03 81 21 11 22

・テリトワール・ド・ベルフォール県

Hôtel de Police de Belfort

23, rue du manège 90000 BELFORT

TEL : 03 84 58 50 00

・ジュラ県

Commissariat Central de Lons-le-Saunier

6, avenue du 44^e Régiment d' Infanterie 39000 LONS-LE-SAUNIER

TEL : 03 84 35 17 10

・オート・マルヌ県

Commissariat Central de CHAUMONT

13, avenue Carnot 52000 CHAUMONT

TEL : 03 25 03 85 50

・オート・ソーヌ県

Commissariat Central de Vesoul

Place du 11^e Chasseur 70000 VESOUL

TEL : 03 84 96 34 00

④ 旅券を盗難された場合には、次の2つの方法があります。

・旅券の新規発給（原則2日後発給）

・「帰国のための渡航書」の発給（帰国に間に合うように発給します。）

（旅券の新規発給まで待てない場合で、日本に直行で帰国される場合には、「帰国のための渡航書」の発給で間に合わせる事が出来ます。）

※ 必要書類

旅券の発給には以下の（ア）～（エ）が、また、「帰国のための渡航書」の発給には（ア）～（エ）に加えて以下の（オ）が必要です。戸籍謄本、運転免許証等がない場合は、当館領事班窓口にご相談ください。

（ア）警察の盗難届証明書（Récépissé de déclaration de vol）

（イ）戸籍謄本（抄本）6ヶ月以内に発行されたもの

（ウ）写真2葉（縦4.5cm×横3.5cmふちなし）最近6ヶ月以内に撮影したもの。

（エ）本人が確認できる書類 日本での運転免許証等の公文書（国際免許含む）

（オ）日本への航空券（または航空券予約証明書）

「帰国のための渡航書」の申請の場合のみ

⑤ その他（クレジット・カードの盗難）

クレジットカードを盗られた場合、早急に使用停止の手続きを取りましょう。

（この手続きは、本人以外にはできませんのでご注意ください）

アメリカンエクスプレス（American Express）

TEL：0-800-908-391（グリーンカード、24時間日本語サービス）

0-800-902-535（プラチナカード、24時間日本語サービス）

0-800-908-629（ゴールドカード、24時間日本語サービス）

ビザ・インターナショナルカード（Visa International）

TEL：0-800-919-552（24時間日本語サービス）

マスターカード（Master）

TEL：0-800-901-387（英、仏語）

JCBカード

TEL：0-800-058-111（日本語サービス）

UCカード

TEL：00-800-800-58005（24時間日本語サービス）

DCカード

TEL：00-800-3770-1818

ダイナースカード（Dinars）

TEL：00-81-45-330-6894（日本語・英語）

カルトブルー（Carte Bleue）

TEL：0-892-70-57-05（仏語）

（5）**当地交通事情と事故対策**

当地の交通法規は日本とは大きく異なることを認識の上、安全運転を心掛けてください。代表的な相違点は下記の通りです。

- ・ 車輦は左側通行、右側優先（ななめ後ろからの車も右側優先）
- ・ 自転車も車輦同様に走行できる（専用道があるところは専用道を使う）

また、万が一事故（人身事故を除く）にあった際には、「交通事故示談調書（CONSTAT AMIABLE D' ACCIDENT AUTOMOBILE）」にお互い必要事項を記載し、複写になっているので各1枚ずつ回収し担当保険会社に連絡します。上記「交通事故示談調書（CONSTAT AMIABLE D' ACCIDENT AUTOMOBILE）」は常に車輦内に保管しておき、事故時に使用できるよう準備しておくことが必要です。

なお、事故に遭遇した際には少なからず動揺し、同調書に自分にとって不利な情報を記載する恐れがありますので、同調書に事前に記入できる箇所（名前、車輦情報等）を記入しておくことにより、事故処理を円滑に勧めることが可能

になると思われますので、事前に記入できる箇所については記入されることをお勧めします。

人身事故に遭遇した際には、速やかに警察（17番）に連絡して下さい。

（6）テロ・誘拐対策（一般論）

テロ・誘拐事件に巻き込まれないための誘拐等に対する安全基本3原則（オフィスや家庭での安全対策、日常の行動に対する注意事項）、誘拐された場合の心得、犯人からの誘拐電話を受けた際に行うべき質問事項等を記載します。

テロ・誘拐等に対する安全基本3原則

海外で安全に暮らすため従来から「目立たない」、「用心を怠らない」、「行動を予知されない」の3項を遵守することが基本であると言われています。

- **目立たない**

テロリストのターゲットとされた場合、自分が気づいて対応策を取らない限り、逃れることは極めて困難です。従って、先ず、標的にならないことがもっとも重要です。目立つことは、テロリストの攻撃目標にされやすく、且つ、その実行を容易にできてしまいます。危険性に応じ、身分、行動スケジュールを秘匿することも必要です。

- **用心を怠らない**

テロリストは油断につけ入ります。その方が実行が容易だからです。従って、テロ、誘拐から身を守る上で必要なことは、常に用心を怠らないことです。

- **行動を予知されない**

テロリストや誘拐犯は目標人物の行動を徹底的に調べて、最も成功率の高い時と場所を選んで実行に移します。通勤、登校経路と時間、食事をする場所と時間、スポーツ等余暇を過ごす場所と時間等、行動パターンが一定している者は、テロリストにとって一番狙いやすい目標になります。従って時には行動パターンを変更したりすることも必要です。

<誘拐された場合の心得>

犯人にとって人質を失うことは元も子もなくすことになります。実際、誘拐事件で殺害された事件は全体の数パーセントに過ぎません。従って、万一不幸にして誘拐された場合には必ず無事に開放されるとの信念の下に、以下の点に注意して心身の健康の維持に努めることが重要です。

- ① 無用の抵抗、挑発は行わないようにしましょう。人質が最も危険な時は最初と最後と言われ、この時は誘拐犯は興奮しており、精神状態も不安定なため抵抗はせず、おとなしくしていることが大切です。
- ② 一般的に逃走の機会はないものと考え、無理な脱出、逃走は試みない（逃亡は、成功する100%の確信があるときにのみ行う）方がよいでしょう。
- ③ 救出作戦の時は被弾しないよう伏せましょう。
- ④ 一旦誘拐されれば、暗く、汚い場所に置かれ、肉体的・精神的苦痛を受けますが、自己を大切にし、尊厳を失わず、出された食物はすべて食べて、規則的に体操するなどして精神及び肉体の健康保持に努めましょう。
- ⑤ 犯人は一見合理的な人柄に見えても、決して最後まで正常な行動をとると考えてはいけませんが、犯人とある種の相互理解の雰囲気を作ると有利なことがあります。
- ⑥ 家族、友人、会社、学校のことはできるだけ話さないほうがよいでしょう。家族か関係者のとる措置について犯人と議論しないほうがよいでしょう。
- ⑦ 体調が悪くなったら素直に犯人に訴えましょう。

(7) 出入国時の留意事項（出入国審査）

① 査証（VISA）

フランスの査証は、短期査証（VISA DE COURT SEJOUR）と長期査証（VISA DE LONG SEJOUR）に分類され、3ヶ月を越えフランスに滞在する場合は、在日仏大使館等で査証を取得し入国すると共に、入国後管轄の県庁へ出向き外国人「滞在許可証」（CARTE DE SEJOUR）の申請・取得が義務づけられています。（6ヶ月以内の学生滞在、ワーキングホリデーは除く）

なお、未成年（18歳未満）の子供は、原則として滞在許可証を取得することはできませんが、県庁で以下のいずれかの身分証明書を取得出来ます。

・ **Titre d'identite Republicain pour Mineur ne en France**

（フランスで出生した方が対象）

・ **Document de circulation**（フランス国外で出生した方が対象）

この身分証明書の申請先は居住地を管轄する各県庁となります。

○ 当館管轄地域の県庁 (PREFECTURE)

・バ・ラン県

Préfecture de la Région Alsace et du Bas-Rhin
5 Place de la République, 67073 Strasbourg.
TEL : 03 88 21 67 68 Fax : 03 88 21 62 16
www.bas-rhin.pref.gouv.fr

・オ・ラン県

Préfecture du Haut-Rhin
7 rue Bruat BP10489, 68020 Colmar Cedex
TEL : 03 89 29 20 00 Fax : 03 89 23 36 61
www.haut-rhin.pref.gouv.fr

・ヴォージュ県

Préfecture des Vosges
1 Place Foch 88026 Epinal Cedex
TEL : 03 29 69 88 88 Fax : 03 29 82 42 15
www.vosges.pref.gouv.fr

・モーゼル県

Préfecture de la Région Lorraine et de la Moselle
9, Place de la Préfecture, BP 71014, 57034 Metz Cedex1
TEL : 03 87 34 87 34 Fax : 03 87 32 57 39
www.moselle.pref.gouv.fr または www.lorraine.pref.gouv.fr

・ムルト・エ・モーゼル県

Préfecture de Meurthe-et-Moselle
1, rue Préfet Claude Erignac CO 60031 54038 Nancy Cedex
TEL : 03 83 34 26 26 Fax : 03 83 30 52 34
www.meurthe-et-moselle.pref.gouv.fr

・ムーズ県

Préfecture de la Meuse

40, rue du Bourg 55000 Bar le Duc

TEL : 03 29 77 55 55 FAX : 03 29 79 64 49

www.meuse.gouv.fr

・ドゥー県

Préfecture de la Région Franche-Comté et du Doubs

8 Bis rue Charles-Nodier, 25035 Besançon

TEL : 03 81 25 00 00 Fax : 03 81 83 21 82

www.franche-comte.pref.gouv.fr

・テリトワール・ド・ベルフォール県

Préfecture du Territoire de Belfort

Place de la République 90020 BELFORT

TEL : 03 84 57 00 07 FAX : 03 84 21 32 62

www.territoire-belfort.gouv.fr

・ジュラ県

Préfecture du Jura

8, rue de la Préfecture, 39030 Lons-le-Saunier Cedex

TEL : 08 21 80 30 39 FAX : 03 84 43 42 86

www.jura.gouv.fr

・オート・マルヌ県

Préfecture de la Haute-Marne

89, rue Victoire de la Marne, 52011 Chaumont Cedex

TEL : 03 25 30 52 52 Fax : 03 52 32 01 26

www.haute-marne.pref.gouv.fr

・オート・ソーヌ県

Préfecture de Haute-Saone

1 rue de la préfecture BP429 70013 Vesoul Cedex

TEL : 03 84 77 70 00 FAX : 03 84 76 49 60

www.haute-saone.gouv.fr

② 短期滞在者（観光・商用・知人訪問）

観光・短期商用（報酬を得ないもの）・知人訪問等、就労を伴わず且つ3ヶ月を越えない滞在の場合は、日仏間に査証免除取極が結ばれているため、フランス入国査証は不要となっています。入国にあたってはフランス入国の際に機内で配布される入国カードに所要事項（①氏名、②生年月日、③出生地、④国籍、⑤職業、⑥住所、⑦出発空港名）を記載の上、空港（国境）警察入国審査官に旅券と共に提示し、入国許可を受ける必要があります。

なお、日本人に対するフランスの入国審査は一般的に緩やかであり、特に不審な点が無い限り問題なく入国を許可されますが、入国審査官は審査の際、以下の事項について職務質問する権限を持っているので、注意する必要があります。（しかし、最近になって多発する中国人等による偽造日本旅券行使および日本人の不法出国幫助事件の影響で出入国審査官が疑わしいと判断した場合は徹底した質問をうけることがあります。）

(ア) フランスに滞在する期間中の滞在費を十分に有しているかについて

（現金、トラベラーズ・チェック、またはインターナショナル・クレジットカードで証明可能）

(イ) フランスにおける滞在先の立証。（例えばホテルの予約証明、団体旅行者である証明等）

(ウ) 日本からフランスをはじめとするシェンゲン協定実施国（注）内に短期滞在する場合、シェンゲン実施国内では、最初に入国した日を基準として、その後半年間に90日以上滞在することは認められていません。例えば、フランス、イタリア、ドイツにそれぞれ30日間（計90日間）継続して滞在後、日本に帰国し、1ヶ月後に再度フランスに短期滞在することは出来ないこととなります。

（注）シェンゲン条約協定国（実施国：2011年2月現在26カ国）

フランス、アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モナコ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ

③ 長期滞在者（滞在・留学等）

駐在員・留学生等、就労及び3ヶ月以上の間フランスに滞在が予定される場合には、事前に査証を取得する必要があります。査証取得申請は在京フランス大使館で行いますが、査証申請のために必要な書類はフランスへの渡航

目的及び滞在期間によって異なるので、上記フランス大使館に直接問い合わせることが必要です。

なお、長期滞在者の場合は必要な査証を有していること、フランスに既に居住している場合は有効期限内の滞在許可証を所持していれば、特に不審な点が無い限り、問題なく入出国ができます。

④ フランス滞在に関する罰則

(ア) 不法に滞在期間を越えて滞在したり、滞在許可証を取得せずに居住を続けた場合には、法律により罰せられることがあります。法律上最高は1年の禁固及び約3800ユーロの罰金となっています。更に国外退去の上、最高3年のフランス入国禁止措置が適用されることもあるので、十分に注意する必要があります。

(イ) フランスにおいては、外国人不法就労者に対する取締りが厳しく、就労に際しては労働許可が必要です。

(ウ) 国際結婚をされた方の中には、様々な理由により外国での結婚生活が困難となり、離婚の問題や、子供の養育についてどのように対処するのかといった問題が発生する場合があります。フランスでは、一方の親の同意を得ることなく、他方の親が国外に子供を連れ去ることは刑罰の対象となり、連れ去り行為は連れ去った親のみならず子供にも大きな影響を与えることとなります。

(エ) フランスでは、禁煙令（保健省令）が施行され、フランス全土において共施設等での喫煙が禁止され、違反者には罰金刑が科せられます。

(オ) 麻薬類の取締りは非常に厳しく、空港、駅、国境等においては、密輸防止のため警察、憲兵隊、税関等による徹底した監視が行われています。街頭で麻薬購入を誘いかけられるケースもありますが、犯罪に巻き込まれないよう、声を掛けられても毅然とした態度で拒否することを心掛けてください。

(カ) デモ等の現場に近づかないように留意し、また、万一遭遇した場合は、デモに巻き込まれることのないよう十分注意してください。

(キ) 原則として、身分証明書（外国人旅行者の場合は旅券）の携行が義務付けられています。警察官等から身分証明書の提示を求められた場合に、提示を拒む、あるいは携帯していないため身分の証明ができない場合には、警察署等への同行が求められ、場合によっては最長 24 時間留置される可能性があります。さらに、身分証明書の提示を拒否した場合は逮捕されることもあります。

(ク) フランスでは「公共の安全に危険な武器となる可能性のあるすべての物品」は規制の対象となっており、銃器、刃物や催涙スプレーを正当な理由なく携帯することは法律で禁じられています。

(8) 通関関係

① 無税で持ち込みが可能なもの

フランスへ無税で持ち込めるものは以下の通りです。なお、薬（風邪薬・頭痛薬等）については、特に量的に指定はありませんが旅行中に個人的に使用されると認められる分量に限ります。また、17歳未満のタバコ・酒類の持ち込みはできないことになっていますので念のため。

(ア) タバコ類

タバコ 200 本または細巻葉巻 100 本（いずれも 1 本最大 3 グラム以内のもの）、または葉巻 50 本か 250 グラム以内刻みタバコ

(イ) 酒類

22 度以上の酒類 1 リットル、または 22 度未満の酒類 2 リットル

(ウ) 香水 50 グラム

(エ) オード・トワレ 0.25 リットル

(オ) コーヒー 500 グラム コーヒーエッセンス等 200 グラム

(カ) 茶 100 グラム 茶エッセンス類 40 グラム

(キ) 上記以外の物品（未使用品の持ち込み）

上記（ア）～（エ）以外の物品（常時使用している身の回りの品等を除く未使用品）のフランスへの持ち込みに関しては年齢枠により差があり、15 歳以上の場合、商品価値が 175 ユーロ以内であれば無税、15 歳未満の場合、90 ユーロ以内であれば無税措置となっています。

現金等の持ち込み・持ち出しの申告義務について

現金のフランスへの持ち込み及び持ち出しについては、フランス居住者、非居住者を問わず10,000ユーロ以上、またはこれに相当する金額の邦貨、外貨、トラベラーズ・チェック等を持ち込む場合には税関に申告することが義務づけられているため、所持金額に応じて空港内（もしくは国境）税関に申告する必要があります。

7600ユーロ以上の現金等（邦貨・外貨・トラベラーズ・チェック等を含む）を所持し申告せず国境税関を通過しようとして税関当局に摘発され、罰金を徴収されるケースが発生していますので、高額の現金等を所持しフランスに入国または出国される際には十分ご注意ください。

当館管轄内においても税関トラブルが発生しております。仏国税関吏による列車内や高速道路上での荷物検査により、強引な課税及び不申告による罰金を請求されるというケースが報告されています。上記トラブルに巻き込まれた場合には、後日総領事館にご相談ください。

II. 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

フランスについては、外務省の渡航情報としまして、2010年9月に「テロの脅威に伴う警備強化に関する注意喚起」を発出しています。同年12月にはICPO（国際刑事警察機構 International Criminal Police Organization）でも「テロ警戒注意情報」が発出していますので、テロ等の緊急事態に対しても注意が必要です。

大規模な事件・事故が発生した場合などは、日常生活に甚大な影響を及ぼす可能性もあります。そのような緊急事態に際して、在留邦人の皆様が的確、且つ迅速に対応できるよう「平素の心構え」「準備」「緊急時の行動」について、最も重要と思われる点を簡単にまとめました。以下を参考にいただき、危機に際し、落ち着いて行動できるよう心掛けてください。

（1）平素の心構え

緊急時最も重要なことは「情報」です。

何処でどのようなことが起きているのか、発生した事態により誰がどのように影響を受けているのかといった事件情報を集めることや、家族や知人、友人、同僚などの家族の安否情報、さらにはこの事態にどう対処すればいいのか等、これらの情報を集めるとともに、自分や家族の安否情報を関係する人に発信していく必要があります。そのためにはパニックに陥らないよう、予め関係者の連絡先を書いたリストなどを作成しておいたり、想定される避難場所を決めておく必要があります。また、このような緊急事態が発生した際には流言飛語が飛び交います。確実な情報に基づいて行動する冷静さも必要です。

（2）緊急時に備えた心得（連絡体制の整備）

- ① 当館管轄内に3ヶ月以上滞在される方は、必ず在留届を提出してください。
- ② 緊急事態に備え、家庭や会社、団体などを構成する方はそれぞれの日常の行動、通勤、通学の経路、利用交通機関などの情報をお互いに把握しておいてください。
- ③ 緊急事態が発生した場合には、総領事館から情報を発出しますが、現在のところ発信手段は限られております。総領事館では、緊急時には、総領事館ホームページ（<http://www.strasbourg.fr.emb-japan.go.jp>）や総領事館ニュースレターを通じ、情報を発出します。なお、NHK海外放送などを通じて情報を提供することがありますので、これらメディアにもご注意下

さい。

- ④ 緊急時には携帯電話は長時間使用不可能になることも想定されます。場合によっては、固定電話も不通になることもあり得ますので、そのような場合の情報伝達手段につき予め検討しておく必要があります。また、緊急時の集合場所、一時避難先などを予め確保しておくことをお勧めします。
- ⑤ 緊急連絡先などはメモにして常時携帯するようにしてください。携帯電話のメモリーはバッテリーが有効な間しか使用することが出来ませんので、メモリーに頼ることは十分ではありません。

(3) 緊急時の行動

冷静： 緊急時には、事態の迅速・正確な把握が困難なこともあり、パニックに陥りがちです。冷静に、落ち着いて、まずは連絡すべきところに連絡するよう心掛けましょう。

情報の選別： 緊急時には様々な情報が飛び交います。その中には事実と反するいい加減な情報もありますので、誤った情報に惑わされないよう、また、流言飛語にも十分ご注意下さい。

行動： 緊急事態に遭遇した場合、現場からなるべく遠ざかる必要があります。現場では相当な混乱が予想されますので、速やかに現場を離れ、連絡網により連絡してください。

(4) 緊急時の準備

フランスでは緊急事態に際し、物資が不足するという事態は基本的に想定されません。そのため、特に大規模な物品の備蓄は必要ありませんが、付近での買い物が一時的に困難になる可能性は十分あり得ますので、若干の食料、飲料水、乾電池などはある程度保管しておくことをお勧めします。

(5) 緊急事態に備えてのチェックリスト

旅券など

旅券は、常時6ヶ月以上の有効期間があることを確認しておいて下さい。(有効期間が6ヶ月以下の場合には、大使館や総領事館で旅券の新規切替申請をしてください)。旅券の最終ページの「所持人記載欄」はすべて記載しておいてください。また、下段に血液型 (Blood Type) も記入しておいてください。

なお、当国発行の運転免許証、滞在許可証も、いつでも持ち出せるようにしておいてください。

- 現金 貴金属 小切手帳 クレジット・カード

これらの物は、旅券同様、直ちに持ち出せるよう保管しておいてください。
ある程度の現金も用意しておくことをおすすめします。

- 自動車等の整備

自動車をお持ちの方は、常時整備しておくよう心掛けてください。

燃料は、常時十分入れておくようにしてください。

車内には常時、懐中電灯、地図を備えておいてください。

- 携行品の準備

緊急時、一時避難場所への移動を必要とする事態に備え、上記に加え次の携行品を直ちに持ち出せるようにしてください。

衣類（長袖、長ズボンが良い。吸湿性、耐寒性に富む素材が望ましい）

履き物（行動に便利で、靴底の厚い頑丈な物）

洗面道具（タオル、歯磨きセット、石鹸など）

非常用食料（インスタント食品、粉ミルクなどの保存食、及びミネラルウォーターなど）

医薬品

家族用常備薬の他、外傷薬、消毒用石鹸、衛生綿、包帯、絆創膏

ラジオ

NHK海外放送（ラジオジャパン）の短波放送が受信できる携帯型ラジオ（電池の予備も忘れないようにしてください。）

携帯電話

平時よりバッテリーはフル充電の状態にしておくよう心掛けてください。

その他

懐中電灯 予備の乾電池 ライター マッチ

ろうそく ナイフ 缶切り 栓抜き 紙製食器

割り箸 固形燃料 簡単な炊事用具 ヘルメット

おわりに

海外で滞在・生活するにあたってトラブルに巻き込まれないためには、安全対策に自ら労を惜しまないことが重要であり、そのためには個人各々が自分の身は自分で守るという認識をしっかりと持つことが肝要と思われま

す。総領事館の領事の役割には色々なものがありますが、海外における邦人の皆様方を援助・保護することは領事に課せられた重要な役目の一つです。

しかしながら、この領事の活動はあくまでも邦人皆様方の自助努力を支援するためのものであるということを改めて認識していただき、ご一家皆様様の御安全とご健勝をお祈り申し上げまして、本編を締めくくらせていただきます。

なお、本編に関するご意見またはお気づきの点につきましては、当館領事班(参考連絡先掲載の Tel または Fax) 宛、連絡いただければ幸いです。

参 考 資 料 集

参考連絡先

外務本省・大使館・総領事館・出張駐在官事務所
在ストラスブール日本国総領事館休館日

警察署等、医療関係
パリにおける日本語の通じる医師、病院

緊急時の言葉

参 考 連 絡 先

外務本省・海外邦人安全相談センター TEL (代) 03-3580-3311

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

【大使館・総領事館・駐在官事務所】

在フランス日本国大使館 TEL 01-48-88-62-00 Fax 01-42-27-50-81

7, avenue Hoche, 75008 Paris

<http://www.fr.emb-japan.go.jp/jp/>

管轄区域：在ストラスブール総領事館及び在マルセイユ総領事館が管轄する区域を除く地域圏

在ストラスブール日本国総領事館 TEL 03-88-52-85-00 Fax 03-88-22-62-39

当館は24時間電話が繋がる体制にありますので、緊急を要する方は執務時間外及び休祭日構わずご連絡下さい。

<http://www.strasbourg.fr.emb-japan.go.jp/>

“Tour Europe” 20, Place des Halles, 67000 Strasbourg

管轄区域：アルザス地域圏、フランシュ・コンテ地域圏、ロレーヌ地域圏、シャンパーニュ・アルデンヌ地域圏中オート・マルヌ県。

在マルセイユ日本国総領事館 TEL 04-91-16-81-81 Fax 04-91-72-55-46

70, avenue de Hambourg, 13008 Marseille

<http://www.marseille.fr.emb-japan.go.jp/>

管轄区域：プロヴァンス・アルプ・コートダジュール地域圏、オーヴェルニュ地域圏、コルス地域圏、ラングドック・ルシヨン地域圏、ミディ・ピレネー地域圏、ローヌ・アルプ地域圏

在リヨン出張駐在官事務所 **TEL 04-37-47-55-00 Fax 04-78-93-84-41**

131, Boulevard de Stalingrad, 69100 Villeurbanne

在マルセイユ総領事館が管轄する区域の内、オーヴェルニュ地域圏、ローヌ・
アルプ地域圏を受け持つ。

在ジュネーヴ出張駐在官事務所 **TEL 41-22-716-9900 Fax 41-22-716-9901**

80-82, rue de Lausanne 1202, Genève SUISSE

在ストラスブール日本国総領事館の平成23年休館日一覧

1. 1月 3日 (月) 行政機関の休日 (年始休暇)
2. 1月10日 (月) 成人の日
3. 2月11日 (金) 建国記念日
4. 3月21日 (月) 春分の日
5. 4月22日 (金) 聖金曜日 (アルザスの休日)
6. 4月25日 (月) 復活祭翌月曜日
7. 5月 3日 (火) 憲法記念日
8. 6月 2日 (木) キリスト昇天祭
9. 6月13日 (月) 聖霊降臨祭翌月曜日
10. 7月14日 (木) 革命記念日
11. 8月15日 (月) 聖母被昇天祭
12. 11月 1日 (火) 万聖節
13. 11月11日 (金) 第一次世界大戦休戦記念日
14. 12月23日 (金) 天皇誕生日
15. 12月26日 (月) 聖エチエンヌ (アルザスの休日)
16. 12月29日 (木) 行政機関の休日 (年末休暇)
17. 12月30日 (金) 行政機関の休日 (年末休暇)

【警察関係】

警察緊急連絡電話番号 TEL 1 7

消防緊急連絡電話番号 TEL 1 8

ストラスブール警察署 (Hôtel de Police)

TEL 03-90-23-17-17 (内線 2110)

34, route de l' Hôpital B.P. 205, 67000 Strasbourg Cedex

遺失物保管所 (Bureau des Objets Trouvés)

1, Parc de l' Etoile, Centre de Mairie. TEL 03-88-21-43-77

【医療関係】

SAMU (緊急医療) TEL 1 5 / TEL 0-800-71-36-36

Centre Anti-Poisons (毒物に関わる緊急時) TEL 03 88 37 37 37

SOS Médecins (緊急医師) TEL 3 6 2 4 / TEL 03 88 75 75 75

SOS Femmes Solidarite (女性対象の緊急窓口) TEL 03 88 24 06 06

総合病院

Hôpital Civil TEL 03 88 11 67 68

Hôpital de HautePierre TEL 03 88 12 80 00

当地には日本人医師及び日本語を解する医師はいません。

《サポートセンター》

インターナショナル SOS パリ事務所

TEL 01-55-94-28-13 Fax 01-34-90-11-19

アラーム・センター (24 時間 日本語サービス)

TEL 01-55-63-31-55

12-14, rue d' Alsace BP322, 92306 Levallois-Perret Cedex-France

《(参考) パリにおける、日本語の通じる医師・病院》

- ◆HOPITAL AMERICAIN (アメリカン・ホスピタル)
63, bd Victor Hugo 92200 Neuilly-Sur-Seine
電話 01.46.41.25.25 (代表)
01.46.41.25.15 (日本語24時間サービス)
<http://www.american-hospital.org>
- ◆太田博昭医師・大使館顧問医 (精神科、精神療法、心の健康相談)
59, bd Victor 75015 Paris
電話 01.45.33.27.83
- ◆ブリオ医師 Dr. Alain BRIOT (皮膚科)
92, rue de Rennes 75006 Paris
電話 01.45.49.05.08
- ◆イナズマ医師 Dr. Brigitte INAZUMA (内科、鍼灸治療医)
126, rue Lafayette 75010 Paris
電話 01.48.78.22.23
- ◆コンドウ医師 Dr. Takeshi KONDO (循環器内科)
55, av du Maine 75015 Paris
電話 01.42.79.03.81
- ◆ドゥイエブ医師 Dr. Patrick DOUIEB (内科・小児科・産婦人科)
65bis, av Victor Hugo 92100 Boulogne-Billancourt
電話 01.46.03.37.24
- ◆タニムラ医師 Dr. Remy TANIMURA (歯科)
8, place du General Catroux 75017 Paris
電話 01.56.33.39.00
- ◆那須療法士 Mme. Eriko NASU (心理療法士、精神分析)
11, Square Albin-Cachot 75013 Paris
電話 06.16.60.98.51
- ◆ブラスタン医師 Dr. Marc BRANSTEN (内科医) (※日本人アシスタントによる通訳)
186, Avenue Victor Hugo 75116 Paris
電話 01.45.04.56.42

<緊急時の言葉>

【 助けを求める表現 】

助けて

Au secours!

(オー スクール)、

または Aidez-moi!

(エデ モワ)

緊急事態だ

C' est une urgence!

(セチュンヌ ユルジャンス)

警察を呼んで

Appelez la police!

(アプレ ラ ポリス)

火事だ

Au feu!

(オーフウー)

消防を呼んで

Appelez les pompiers!

(アプレ レ ポンピエ)

応急処置隊を呼んで

Appelez l' auxiliaire medical!

(アプレ オキシリエール メディカル)

救急車を呼んで

Appelez une ambulance!

(アプレ ユンナンビュランス)

急いで Vite! (ヴィット)

危ない Danger! (ダンジェ)

気を付けて!

Faites attention!

(フェット アタンシオン)

【 盗難に遭った時の表現 】

バック(財布・札入れ・スーツケース・時計・ブリーフケース・パスポート)を盗まれた。

On m' a volé mon sac (mon porte-monnaie/ mon portefeuille/ ma valise/ ma montre/ ma serviette/ mon passeport)

オン マ ヴォレ モンサック (モン ポルトモネ/ モンポルトフィーユ/ マ ヴァリーズ/ マ モントル/マ セルヴィエット/ モン パスポール)

泥棒だ

Au Voleur!

(オ ヴォルール)

部屋に泥棒が入った

Quelqu' un s' est introduit dans ma chambre et a volé mes affaires.

(ケルカン セ アントロデュイ ダン マ シャンブル エ ア ヴォレ メザフェール)

強盗だ
C' est un cambrioleur!
(セ タン カンブリヨール)

日本語を話す人はいませんか
Est-ce qu' il y a quelqu' un qui parle
japonais?
(エスキリヤ ケルカン キ パール
ジャポネ)

【 気分・状態を伝える表現 】

負傷しました
Je me suis blessé(e).
(ジュ ム スイ ブレッセ)

病気です
Je suis malade.
(ジュ スイ マラッド)

出血した
Je saigne.
(ジュ セニュ)

怪我はここです
(ここが痛みます)
C' est ici que j' ai mal.
(セ ティッシイ ク ジェ マル)

動けない
Je ne peux pas bouger.
(ジュ ヌ プー パ ブージェ)

気分はよい
Je me sens bien.
(ジュ ム サン ビヤン)

助けてください
J' ai besoin d' aide.
またはAidez-moi s' il vous plaît!
(ジェ ブゾワン デッド) (エデ モ
ワ シル ヴープレ)

気分が悪い
Je me sens mal.
(ジュ ム サン マル)

【 怪我をした人に聞く表現 】

大丈夫ですか？
Vous allez bien ?
(ヴァーザレ ビアン)

ここに座って、横になって
Asseyez-vous / Couchez-vous
(アッセイユ ヴー /クッシェ ヴー)

どうしたのですか？
Qu' est ce qui s' est passé ?
(ケスキ セ パセ)

医者・救急車・警察が必要ですか
Avez vous besoin d' un médecin/une
ambulance/d' appeler un policier ?
(アヴェ ヴー ブゾワン ダン メドサ
ン / ユヌ アンビュランス / ダプレ
アン ポリシエ)

心配しないで
Ne vous inquiétez pas
(ヌ ヴー ザンキエテ パ)

怪我はどこですか

Où avez vous mal?

(ウ アヴェ ヴー マル)

日本総領事館に連絡してください。

Téléphonez au Consulat Général du Japon, s' il vous plait.

(テレフォネ オ コンシュラ ジェネラル チュ ジャポン シル ヴー プレ)